（金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（新旧対照表））

改正後	現行
Ⅲ．監督上の評価項目と諸手続（共通編） Ⅲ－２　業務の適切性（共通編） Ⅲ－２－３　顧客の最善の利益の確保 Ⅲ－２－３－２　勧誘・説明態勢 Ⅲ－２－３－２－２　営業管理態勢 （略） （１）主な着眼点 ①　営業員の勧誘実態等の把握及びその適正化 イ．（略） ロ．特定投資家等向け有価証券の取扱いにあたっては、各営業部門における管理責任者等において、特定投資家の範囲に中小法人等が含まれていることに鑑み、金商法第 40 条の５第１項及び第２項に規定する告知又は書面交付について過不足のない対応が行われているかなど、その実態の把握に努め、適切な措置を講じているか。 ハ．（略） （２）（略） Ⅳ　監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業） Ⅳ－４　諸手続（第一種金融商品取引業） Ⅳ－４－２　承認及び届出等	Ⅲ．監督上の評価項目と諸手続（共通編） Ⅲ－２　業務の適切性（共通編） Ⅲ－２－３　顧客の最善の利益の確保 Ⅲ－２－３－２　勧誘・説明態勢 Ⅲ－２－３－２－２　営業管理態勢 （略） （１）主な着眼点 ①　営業員の勧誘実態等の把握及びその適正化 イ．（略） ロ．特定投資家向け有価証券の取扱いにあたっては、各営業部門における管理責任者等において、特定投資家の範囲に中小法人等が含まれていることに鑑み、金商法第 40 条の５第１項及び第２項に規定する告知又は書面交付について過不足のない対応が行われているかなど、その実態の把握に努め、適切な措置を講じているか。 ハ．（略） （２）（略） Ⅳ　監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業） Ⅳ－４　諸手続（第一種金融商品取引業） Ⅳ－４－２　承認及び届出等

改正後	現行
Ⅳ－４－２－１　私設取引システムを運営する業務の認可及び登録 （略） ①　（略） ②　当該業務の認可に当たっては、次の点に留意するものとする。 イ．内部管理 ａ．～ｅ．（略） ｆ．当該業務において特定投資家等向け有価証券を取扱う場合は、金商法第 40 条の４において制限されている取引を禁止する方法及び態勢が確立していること。また、この場合においては当該事項が金商業等府令第 17 条第５号に規定する「顧客との取引開始基準及び顧客の管理方法」として認可に係る業務の内容及び方法に記載されていること。 ｇ．～ｈ．（略） ロ．～ニ．（略） ③～④　（略） ⑤　私設取引システムを運営する業務の登録に当たっては、Ⅳ－４－１（２）のほか、次の事項を確認するものとする。 イ．（略） ロ．金商業等府令第 70 条の２第９項に定める業務管理体制の整備	Ⅳ－４－２－１　私設取引システムを運営する業務の認可及び登録 （略） ①　（略） ②　当該業務の認可に当たっては、次の点に留意するものとする。 イ．内部管理 ａ．～ｅ．（略） ｆ．当該業務において特定投資家向け有価証券を取扱う場合は、金商法第 40 条の４において制限されている取引を禁止する方法及び態勢が確立していること。また、この場合においては当該事項が金商業等府令第 17 条第５号に規定する「顧客との取引開始基準及び顧客の管理方法」として認可に係る業務の内容及び方法に記載されていること。 ｇ．～ｈ．（略） ロ．～ニ．（略） ③～④　（略） ⑤　私設取引システムを運営する業務の登録に当たっては、Ⅳ－４－１（２）のほか、次の事項を確認するものとする。 イ．（略） ロ．金商業等府令第 70 条の２第９項に定める業務管理体制の整備

改正後	現行
ａ．～ｃ．（略） ｄ．特定投資家等向け有価証券の売買等を行う場合の措置 当該業務において特定投資家等向け有価証券を取り扱う場合は、金商法第 40 条の４において制限されている取引を禁止する方法及び態勢が確立していること。また、この場合においては当該事項が金商業等府令第８条第６号ホ（５）に規定する「顧客との取引開始基準及び顧客の管理方法」として業務の内容及び方法に記載されていること。 ｅ．～ｈ．（略）	ａ．～ｃ．（略） ｄ．特定投資家向け有価証券の売買等を行う場合の措置 当該業務において特定投資家向け有価証券を取り扱う場合は、金商法第 40 条の４において制限されている取引を禁止する方法及び態勢が確立していること。また、この場合においては当該事項が金商業等府令第８条第６号ホ（５）に規定する「顧客との取引開始基準及び顧客の管理方法」として業務の内容及び方法に記載されていること。 ｅ．～ｈ．（略）